

社会福祉法人小城市社会福祉協議会

役員等の報酬及び費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 社会福祉法人小城市社会福祉協議会の役員等に対して支給する報酬及び費用弁償に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(報酬及び費用弁償)

第2条 会長に対する報酬は月額とし、勤務実態に即して支給する。

2 その他の役員等に対しては、別表に定める額を支給する。

(報酬の支給)

第3条 会長の報酬は、その金額を通貨で直接会長に支払うものとする。ただし、法令に基づき会長から控除すべき金額がある場合には、その会長に支払うべき報酬の金額から、その金額を控除して支払うものとする。

(報酬の支払日)

第4条 会長の報酬の支払日は、給与規程に準じて支給する。

(報酬額)

第5条 会長の報酬月額、次のとおりとする。

月額 100,000円

(実施に必要な事項)

第6条 その他この規程の実施に関し必要な事項は、会長がこれを定め理事会で議決する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

この規程は、平成29年2月1日から施行する。

(別 表)

役 職	費用弁償(月額)
理 事	2,000円
監 事	〃
評議員	〃
評議員選任・解任委員	〃